

令和3年度 社会福祉法人昭和福祉会 事業計画

【基本方針】

理念である『わたしたちは、ご利用者を第一に考え真心あるサービスの提供に努めます。』を基本とし、誠実で思いやりの気持ちを持って、社会福祉法人として、地域で生活されている高齢者の方が、住み慣れた環境の中で暮らしが継続できるよう、施設や事業所間は元より、今後も村や県、関係機関と協議を重ね、中・長期計画の策定に取り組み、限られた資金、人材で、より質の高いサービスを効率良く長期的に提供出来るような運営に努めて参ります。

令和3年度は介護報酬改定の年であり、特に新型コロナウイルス感染症や様々な災害が発生する中で「感染症や災害等への対応力強化」を図ると共に、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年に向けての「地域包括ケアシステム」「自立支援・重度化防止の取り組み」「介護人材の確保・介護現場の効率化」「必要なサービスは確保し、適正・重点化を図る」ことが求められているため、今後も人事考課制度を有効活用し、法人としての共有すべき価値観や行動基準を浸透させ、上司と部下が同じ期待像を共有化することで方向性を確認しながら、何を成し遂げればいいのか、という視点を明確にし取り組んで参ります。

I 特別養護老人ホーム昭和ホーム「本館」

【基本事項】

(1) 個別ケアの提供に努めます。

- ・ご利用者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、集団生活への調和と安全性に配慮し、穏やかな生活が送れるよう支援します。
- ・短期入所ご利用者については、在宅での介護方法の延長と心身機能の維持に配慮します。

(2) 施設利用率の向上を図り経営の安定に努めます。

- ・施設本館利用率97%以上。本館短期利用率70%以上を目標とします。

(3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。

- ・感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、BCP(事業継続計画)の策定、研修の実施、訓練の実施等に努めます。
- ・防災・非常時災害対策の充実と体制強化のため、毎月の訓練と小中津川住民で構成した「非常災害協力隊」参加の訓練を実施します(年1回)。
- ・事故防止と発生時の適切な対応をとるためにリスクマネジメントの研修を実施し、安全担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備します。
- ・接遇やハラスメント対策、ストレスマネジメントに関する研修を実施します。
- ・各種送迎や、通勤等における安全運転と事故防止を徹底します。

- (4) ご利用者の人権擁護、虐待防止、不適切なケアの防止、身体拘束ゼロを継続します。
- ・身体拘束を行わない介護技術や虐待に関する研修、また、不適切なケアに対するアンケートの実施や、原因となり得るストレスマネジメント研修など、施設長を先頭に全職員で取り組み職員自らが制度を理解し確実に実践することで、施設内の不適切ケアにも繋がらないよう努めます。

特別養護老人ホーム昭和ホーム「ユニット館」

【基本事項】

- (1) ユニットケアの特性を活かし、ご利用者一人ひとりの個性や生活リズムに合わせたサービスの提供に努めます。また、ご利用者同士が相互に社会的関係を築きその人らしく生きいきと自律的な日常生活を営んでいただくよう支援いたします。
- ・本人の意思や生活習慣が優先される居住空間の整備します。
 - ・10人ずつのユニットグループ形成と職員の固定配置によりなじみの関係を構築しご利用者それぞれの24時間の暮らしを支えます。
 - ・今後もより充実した24時間シート(個別日課表)を作成し、記録との連動により、ケアの統一化と質の向上に努め、ケアプラン更新時には24時間シートを見直してご利用者の状況変化を反映させます。
- (2) ご利用者の入居促進につとめ経営の安定を図ります。
- ・ユニット館利用率77%以上を目標とし、職員の採用、定着に一層努力します。
- (3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。
- ・感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、BCP(事業継続計画)の策定、研修の実施、訓練の実施等に努めます。
 - ・防災・非常時災害対策の充実と体制強化のため、毎月の訓練と小中津川住民で構成した「非常災害協力隊」参加の訓練を実施します(年1回)。
 - ・事故防止と発生時の適切な対応をとるためにリスクマネジメントの研修を実施し、安全担当者を定め、組織的な安全対策体制を整備します。
 - ・接遇やハラスメント対策、ストレスマネジメントに関する研修を実施します。
 - ・各種送迎や、通勤等における安全運転と事故防止を徹底します。
- (4) ご利用者の人権擁護、虐待防止、不適切なケアの防止、身体拘束ゼロを継続します。
- ・身体拘束を行わない介護技術や虐待に関する研修、また、不適切なケアに対するアンケートの実施や、原因となり得るストレスマネジメント研修など、施設長を先頭に全職員で取り組み職員自らが制度を理解し確実に実践することで、施設内の不適切ケアにも繋がらないよう努めます。

【重点事項】

□総務係

①経営基盤の強化

- ・法人本部・昭和ホーム本館・ユニット館拠点区分毎に適正な会計処理を行います。
- ・介護報酬改定を踏まえ、本館・ユニット館の効率的な運営に取り組み、更なる経費節減・業務改善に努めます。
- ・稼働率向上のための取り組みを継続します。
- ・本館の老朽化設備を各種補助金を有効に活用し、計画的に安全な改修工事を行います。
- ・パソコン等システムの更新を適切に行います。

②職員の資質向上

- ・計画的な外部・オンライン・動画研修への参加及び、内部研修の充実のため、年間研修計画を作成し職員に周知を図ります。
- ・経験年数や職種に応じたキャリアアップのために、外部・オンライン・動画研修の活用を図りながら、内部研修も充実させ、全体的な研修体系の確立を図ります。
- ・職員の能力開発・育成への活用、公正な職員処遇の実現、個人の意欲の喚起と組織活性化のため、適正な人事考課を行います。

□生活相談係

①日常生活の支援

ご利用者一人ひとりの意向を尊重し、状態の把握を適切に行い、ケアプランを作成します。その人らしい生活を実現するために、多職種協働で支援します。また、ご利用者のご希望やご要望があれば丁寧に対応し、安心して生活できる環境を整えます。

②ご家族への支援

ご家族宛にご利用者の生活の様子を文書などにまとめ、定期的を送付します。面会制限がある期間でも、面会方法や情報提供を充実させ、ご利用者やご家族の方に満足いただけるよう取り組んでいきます。

③地域・関係機関との連携

感染予防対策を講じながら、地域の方々やボランティアなどを受け入れ、ご利用者が笑顔で穏やかに過ごせる環境作りに努めます。

ショートステイを必要とするご家族が、スムーズに入所できるように、また入所後も穏やかな生活ができるように、居宅介護支援専門員との連携を図りながら支援します。

□養護係(本館)

①施設で生活されるご利用者一人ひとりの生活歴・人生観の理解・把握に努め、その方らしい生活が過ごせるよう接遇面に注意しケアプランに沿ったサービスを提供します。

②障害・認知症があっても、その方らしい生活が過ごせるよう、行動の理解・把握に努め、施設での生活に不安感を感じないように、コミュニケーションを小まめに行います。

③介護技術の内部研修会を開催し介護技術の習得・向上を図ります。また、外部やオンライン研修を受講し、より良いサービスの提供に努めます。

④施設全体で連携・協力し、ご利用者一人ひとりが安心して穏やかに生活出来るよう生活の質の向上に努めます。

□養護係(ユニット館)

①ご利用者一人ひとりの意思や生活習慣に合わせた環境を作り、安心して生活して頂き暮らしの場とできるよう支援していきます。

②ケアプランに沿ったサービスの提供と24時間シートを活用し個別ケアが提供できるよう情報の共有とケアの統一を図ります。

③内部・外部・オンライン研修を受講し技術や知識を習得、周知とケアの質の向上を図りより良いサービスの提供に努めます。

④ユニットケアの理解と施設全体の連携、協力、情報の共有を図りサービスの向上に努めます。

□看護係

①ご利用者の看護、服薬管理

毎日ご利用者と接している介護職員の情報をもとに、ご利用者の健康状態を把握して異常の早期発見に努めます。看護師同士、介護職員と共に薬の確認をしあい、服薬事故がないように努めます。万が一事故が起きてしまった場合は、リスクマネジメント委員会で事故予防案を出し合い、最も適切な予防策を講じます。

②医療キーパーソンとしての役割

医師の所見や指示を早期・的確に他部署へ報告し、情報共有によりご利用者の健康を守ります。新型コロナウイルス感染症で面会ができないなか、ご家族の報告を今まで以上に詳しく、わかりやすくお伝えし、現在の状況を確実に把握できるよう努めます。ご本人、ご家族、施設職員をつなぐ役割、窓口としての職務を担います。

③看取り支援

ご本人とご家族の意向に沿い、希望時は看取り支援を行います。病院との違い、施設で出来ることの限度をご理解頂き、施設看取りの趣旨を十分に説明、同意を得た上で看取りケアを開始します。他部署との連携を図りながら行い、身体の保清と安楽な看取りを実施します。

□栄養係

①ご利用者の健康な生活を維持するため、基本的な栄養所要量を満たした食事を適温で提供します。医師の指示に基づき、嗜好や状態に合った食事を提供します。

②季節の食材を生かした四季折々の行事食、複数のメニューから選ぶ選択食を定期的に行い「食の楽しみ」の場を広げます。

③食中毒予防のために職員の衛生管理を徹底して行います。栄養士・調理員が動画視聴研修などに参加し、知識向上を図り、食中毒の予防に取り組みます。

【具体的事項】

□委員会体制の充実

本年度は各委員会構成メンバーは2年目を迎えるため、委員会の活動内容をより専門

性に特化した活動とします。各委員会がそれぞれに自主性を発揮し活発に活動を行えるよう、各委員会の活動を支援していき、会議や活動への参加率の向上を目指していきます。

各委員会の事業計画については、別紙のとおり。

II すみれ荘居宅介護支援事業所

【基本事項】

要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、有する能力に応じて住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるように配慮し、心身状況やおかれている環境に応じてご利用者の選択に基づき、適切なサービスが利用できるよう対応していきます。

【重点事項】

- ①ご利用者の心身の状況や、環境等に応じて、ご利用者及びご家族の意向に基づき、抱える課題や問題を把握し、介護サービスの情報の提供と調整、医療機関等と連携を図り、可能な限り居宅において、ご本人の機能や能力を最大限に活かし、自立した日常生活が送れるように支援していきます。
- ②入退院時においては、医療機関への情報提供や、情報収集を行い、退院後に円滑に在宅復帰ができるように対応していきます。
- ③ご利用者やご家族との関係を構築していく上で、意向の確認を適切に行い、おかれている立場などの理解に努め、適切な情報提供や支援策を提案し、支援を通じて信頼関係の構築を目指し、地域包括支援センターや関係事業所等と連携を図り、ご利用者が住み慣れた地域で生活することができるよう支援していきます。

III 居宅介護サービス事業

【基本事項】

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な通所介護事業及び訪問介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的とします。また、地域に密着し信頼されるサービス事業の展開を目指します。

1. 介護保険事業 重点事項

通所介護事業

- ①利用者の在宅生活が生き活きと張りのある豊かな毎日となるよう、利用者とともに一人ひとりの明確な目標を設定し、その実現に向けての取り組み、利用者個人の身体的・精神的な状況、状態に即したサービス提供を行い、全ての利用者に満足いただけるよう努めます。
- ②要支援者のQOL向上を目指すために作業療法士のプランに基づいた個別機能訓練、集団リハビリに積極的に取り組み、在宅で自立した生活が継続できるよう支援していきます。

訪問介護事業

- ①ヘルパーが訪問する事で生活環境が良くなり、ご利用者の表情が明るくなるような サービスを目指します。
- ②ご利用者・ご家族と信頼関係を築き、ご利用者の求めている生活に近づき、満足いただける サービスを目指します。

2. 指定管理事業 重点事項

1) 高齢者生活支援センター

- ①要介護、要支援の入居者に対する複合的な生活支援に努め、入居者のプライバシーに配慮し、共同の生活のルール内での最大限に個別の希望が見たされるよう努めます。
- ②入居者が安心して生活が送れるよう関係機関と連携を図り、各種相談、助言、緊急時の対応を迅速にできるよう努めます。

2) 配食サービス事業

- ①一人暮らし高齢者等に対し、定期的に居宅を訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康管理と安否確認ができるよう努めます。
- ②季節感のある食材を美味しく召し上がっていただくために、ご利用者の食事形態に合わせた調理及び季節感のある食事を提供できるよう努めます。

3) 車椅子同乗軽自動車貸出事業

- ①在宅の要援護・要介護高齢者等の方の外出を助け、障害をもたれた方々の社会参加を促進していくために専用車両の貸出を実施し、生活の利便性が図られるよう努めます。

4) 昭和村地域生活移動支援事業

- ①障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施します。
- ②障害のある方の福祉の増進を図るとともに、人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指します。

3. 地域貢献事業

外出支援サービス事業

- ①住み慣れた地域で生活していくために、日常生活で必要となる外出ができるよう支援し、住民の福祉サービスの向上が図れるよう努めます。